

# 第1節 本県の基本的な考え方と目指す姿

## 1 千葉県の特別支援教育の基本的な考え方

共生社会の実現に向けたわが国の特別支援教育の理念を踏まえ、また、第1次特別支援教育推進基本計画の基本的な考え方を引継ぎつつ、さらに、障害のある幼児児童生徒が主体的に生きていくという考えを進めて、次の3点とします。

### 千葉県の特別支援教育推進の基本的な考え方

- 1 障害のある幼児児童生徒が、自立し社会参加することができるよう、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、その能力や可能性を最大限に伸ばす教育を目指します。
- 2 障害のある幼児児童生徒が、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができる教育を目指します。
- 3 障害のない幼児児童生徒が、障害者理解を深め、障害のある人とともに社会をつくるための基礎を培う教育を目指します。

## 2 千葉県の特別支援教育の目指す姿

前述した千葉県の特別支援教育推進の基本的な考え方を踏まえ、「新 みんなで取り組む『教育立県しば』プラン」に示されている「千葉県教育の目指す姿」の実現に向け、障害のある幼児児童生徒とその保護者への支援、学校、関係機関や地域社会の取組など、5年後の支援や取組の姿を次のように描きました。

### (1) 早期からの教育相談と支援体制の充実について

- 支援を必要としている障害のある幼児児童生徒本人やその家族に対して、必要な情報提供が行われるとともに、関係機関の密な連携が図られている。
- 就学及び進学段階の幼児児童生徒に必要な指導・支援の計画が十分に機能し、きめ細かな相談・支援が行われている。

### (2) 連続性のある多様な学びの場と支援の充実について

- 一人一人の障害の特性や教育的ニーズに応じて決定される合理的配慮が提供されると共に、その基礎となる教育環境の整備が進んでいる。また、障害の有無に関わらず、全ての幼児児童生徒にとってわかりやすい授業が実践されている。
- 地域社会で障害のある幼児児童生徒への理解が広がるとともに、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒とが、地域で共に学ぶ機会が充実している。
- 特別支援学校において、多様な教育的ニーズに対応するための取組の充実が図

られるとともに、通級による指導をはじめとする総合的な支援機能が充実している。

- 障害のある幼児児童生徒が、他の幼児児童生徒と平等に「教育を受ける権利」を確保するために、障害の特性等を考慮した学習方法の変更や調整等の提供といった合意形成に基づいた「合理的配慮」について学校関係者と保護者・本人とで十分に共通理解が図れるようになっている。
- 長期入院など様々な事情により十分な学習の機会が得にくい状況にある児童生徒に対する障害の特性に応じたICT活用の取組が充実している。
- 医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の学習や学校生活を支える体制が一層充実するとともに、精神疾患をはじめとする様々な困難を抱える幼児児童生徒に対する支援が充実している。
- 高等学校における障害のある生徒への支援に必要な校内支援体制や、関係機関との連携の充実が進んでいる。
- 障害者スポーツをとおして交流及び共同学習の取組が広がり、障害者に対する理解や啓発が進んでいる。

#### (3) 特別支援学校の整備と機能の充実について

- 特別支援学校の児童生徒数増加に伴う教室の不足や狭隘化等の過密状況への対応が進むとともに、障害の特性に応じた適切な教育環境が整っている。
- 特別支援学校の教育機能と支援機能の再構築が進み、必要な支援を地域の中で受けることができる環境の整備が進んでいる。

#### (4) 卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実について

- 特別支援学校と企業や労働機関とのネットワークが強化され、障害のある人の職業自立ができる力を育成するキャリアアップの取組が充実している。
- 障害のある生徒の、卒業後の豊かな生活につながる学びの場や社会参加の方法について、在学中から支援する取組が進んでいる。
- 一人一人のニーズに応じた就労支援や地域での生活を支えるための取組が充実している。

#### (5) 特別支援教育に関する教職員の専門性向上について

- 教員の特別支援学校教諭免許状の保有状況の向上が図られている。
- 異校種間の人事交流が、計画的・効果的に行われ、小・中、高等学校における特別支援教育における校内支援体制等の充実が図られている。
- 特別支援教育に関する専門性向上のための研究・研修の取組が充実している。

## 第2節 主な施策と取組

### I 早期からの教育相談と支援体制の充実

《第2期千葉県教育振興基本計画》

#### 10 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進

##### (1) 早期からの教育相談と支援体制の充実

障害のある子どもへの一貫した教育相談と支援体制を充実させるため、関係者・関係機関の円滑な連携を確かなものとするネットワークの構築を図るとともに、その活用と支援体制の充実に努めます。

**主な取組1・2**

県教育委員会では、障害のある幼児児童生徒への一貫した教育相談と支援の充実に向けて、特別支援学校のセンター的機能の充実を図るとともに、県総合教育センター特別支援教育部や県子どもと親のサポートセンターなどでの教育相談の充実に努めてきました。

また、就学等早期支援に関わる関係者の研修の充実、保護者や教職員向けのリーフレットやQ&A集等の作成・周知、関係機関が連携して取り組むための教育相談支援ネットワークの構築などを進めるとともに、幼稚園等における「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成・活用を推進し、早期からの一貫した支援に努めてきました。

今後、県教育委員会では、2つの取組を柱に、早期からの教育相談と支援体制の充実を図っていきます。

#### 【主な取組1・2 早期からの教育相談・支援体制の一層の充実】

特別支援学校において、医療、保健、福祉等の関係機関や民間団体、NPO等と協力しながら障害のある乳幼児とその保護者に対する、早期からの教育相談や支援体制の充実を図ります。また、千葉県総合教育センター特別支援教育部や千葉県子どもと親のサポートセンターなどにおける相談の充実を図ります。

#### 〔実践（1）－取組1－①〕

特別支援学校が作成する相談・支援のリーフレット等に、学校、医療、保健、福祉、労働の関係機関相互の連携状況やその効果を紹介します。

また、特別支援学校は、市町村教育委員会と連携し、健康診断や育児相談等の場における教育相談を実施し、教育相談・発達相談の機会の充実を図ります。

#### 〔実践（1）－取組1－②〕

県総合教育センター特別支援教育部では、特別な支援を必要とする児童生徒の発達や養育・教育上の悩みについて電話相談、来所相談の他、メール相談、必要に応じて医師が相談を受ける医療相談、学校に所員が出向いての出張相談の充実を図ります。今後も、障害のある幼児児童生徒とその保護者にとって、いつでも

### 第3章 第2次計画の基本的な考え方と具体的な取組

安心して相談できる取組を行います。

県子どもと親のサポートセンターでは、小中学校等の児童生徒の不登校・いじめ等様々な課題解決と心豊かな成長を支援するために、電話相談、来所相談、FAX相談、メール相談の充実を図ります。不登校の背景として考えられる発達障害への対応もできるよう、県総合教育センター特別支援教育部と連携しながら、今後も、個々の状況に応じて、本人及び保護者や学校・教職員に対し、相談活動を通して適切な支援を行います。

#### 〔実践（1）－取組1－③〕

特別支援学校、教育事務所、県総合教育センター、県子どもと親のサポートセンター、市町村教育委員会などの教育関係者で行っている相談支援に関するネットワーク会議に障害福祉施設等の福祉関係者を加えたり、保健医療福祉分野のネットワーク会議と組織を一本化したりするなど、教育部門と保健・医療・福祉部門の連携について具体的な方法等を検討するとともに、多角的なアドバイスができるような相談支援体制の充実を図ります。また、ネットワーク会議の情報を、学校、医療、保健、福祉、労働の関係機関に必要に応じて発信し、関係者の連携の強化を図ります。

#### 〔実践（1）－取組1－④〕

教育事務所では、豊かな知識と経験を有する職員を担当者として活用したり、専任の教育相談担当者を配置したりするなど、各教育事務所における教育相談の充実を図るとともに、各市町村における教育相談支援窓口、特別支援学校の教育相談窓口について広く周知し、早期からの教育相談に繋げていきます。

また、積極的に教育事務所特別支援教育担当指導主事が幼稚園等を訪問し、助言を行うことで、早期からの支援体制の充実に努めていきます。

#### 〔実践（1）－取組1－⑤〕

幼稚園等に在園する発達障害を含む障害のある幼児が安心して園生活を過ごせるように、特別支援アドバイザーの派遣等、外部人材の活用を積極的に推進します。

#### 【主な取組2 適切な就学の相談支援の充実】

幼稚園等において、支援が必要な就学前の幼児に対する「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成に関し、特別支援学校が協力を行うなど、適切な就学の支援を行います。また、関係機関のネットワークを活用しながら、きめ細かな就学相談、就学事務に努めます。

#### 〔目標値の設定〕

目標項目	現状（平成27年度）	目標（平成33年度）
幼稚園の個別の教育支援計画作成率	43.3%	100%
幼稚園の個別の指導計画作成率	65.4%	100%

### 第3章 第2次計画の基本的な考え方と具体的な取組

#### 〔実践（1）－取組2－①〕

県教育委員会や特別支援学校が、保護者や市町村の教育委員会、幼稚園等に向けて啓発資料を作成したり、幼稚園等の職員に対する研修において個に応じた計画の作成方法や活用効果を周知したり、書きやすく使いやすい計画の様式例を示したりするなどして、就学前の療育機関において「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成及び活用を促進します。

また、幼稚園等から小学校への引継ぎにおいて「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の活用を推進し、一貫した支援の充実に努めます。

#### 〔実践（1）－取組2－②〕

市町村教育委員会の就学相談や就学事務担当者、市町村教育支援委員会（就学指導委員会）の委員に対する研修の充実を図るとともに、この機会を活用して、市町村教育委員会と特別支援学校が連携し、市町村教育委員会就学指導担当者、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターなどによるきめ細やかな切れ目のない相談・支援の具現化を図ります。

#### 〔実践（1）－取組2－③〕

幼児児童生徒の教育の場について教育支援委員会において、その時点で、教育的ニーズに最も的確に応えることのできる学びの場であるかどうかを多面的に検討し、適切な就学の実現を図るとともに、就学後のフォローアップに努め、一人一人のニーズに応じた教育の充実を図ります。

また、県教育支援委員会協力員をそれぞれの障害について専門性の高い特別支援学校の教員を指名し、就学に関する調査や資料の作成等を行うことで、適切な就学の実現を図ります。

#### 〔実践（1）－取組2－④〕

市町村教育委員会就学相談・就学事務担当者や特別支援学校の特別支援教育コーディネーター等が幼稚園や保育所等の就学前の機関を定期的に巡回して丁寧な就学相談を行い、障害のある幼児の就学についての理解を推進するとともに、フォローアップを行い、就学後の学校生活の充実を図ります。

